令和２年７月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和２年７月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日　時	令和２年７月２８日（火）　午後３時００分　開会
場　所	新潟市役所ふるまち庁舎４階　教育会議室１
日　程	第１　会議録署名委員の指名 第２　付議事件 議案第１５号　令和３年度使用新潟市立中学校用教科用図書の 採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ 議案第１６号　令和３年度使用新潟市立高志中等教育学校 前期課程用教科用図書の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・１ 議案第１７号　令和３年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用 教科用図書の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ 議案第１８号　新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少 年センターの管理に関する規則の一部改正について・・・２ 議案第１９号　新潟市立学校管理運営に関する規則の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ 議案第２０号　新潟市公民館条例施行規則の一部改正について・・・・・１１ 議案第２１号　市立学校長の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・当日配布 第３　次回日程 ８月定例会　令和　２年　８月２７日（木）午後３時３０分 ９月定例会　令和）２年　９月２９日（火）午後３時３０分 第４　閉会 第５　協議会 ・教育委員会の事務の管理及び執行状況関する 点検・評価（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

付議事件

議案第１５号

令和３年度使用 新潟市立中学校用教科用図書の採択について

議案第１６号

令和３年度使用 新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について

議案第１７号

令和３年度使用 新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書の採択について

議案第１５号，議案第１６号及び議案第１７号の教科用図書の採択について，議決を求める。

令和２年７月２８日提出

新潟市教育委員会

教育長　前田　秀子

資料は別冊のとおりとする。

議案第１８号

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正について

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和２年７月２８日提出

新潟市教育委員会

教育長　前田　秀子

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正について

１　改正理由

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例（令和２年新潟市条例第３７号）の施行にあたり，条例第７条第２項各号に掲げるもの以外のものに係る音楽室，調理室，談話室及び多目的スペースの利用許可申請の受付期間を定めるもの。

２　改正内容

青少年及びその引率者以外が音楽室，調理室，談話室，多目的スペースを利用する場合の利用申請受付期間を，利用開始日の３か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日までと定めるもの。

３　施行期日

令和３年４月１日から施行する。ただし，利用許可等の準備行為は，この規則の施行前においても行うものとする。

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年　　月　　日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第　　号

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則（平成２９年教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

別表の３の項中「１の項及び２の項」を「１の項から３の項まで」に改め，同項を別表の４の項とし，別表中２の項の次に次のように加える。

３	条例第７条第２項各号に掲げるもの以外のものであって，音楽室，調理室，談話室及び多目的スペースを利用する者	利用開始日の３月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和３年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の一部を改正する条例（令和２年新潟市条例第３７号）附則第２項各号に掲げる行為は，この規則の施行前においても，改正後の新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関す

る規則の規定の例により行うものとする。

新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）新旧対照表

改正後（案）			現行			備考
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）			
	利用者	受付期間		利用者	受付期間	
1	条例第７条第２項第１号及び第２号に規定する者であって，教育課程又は保育課程に基づく教育活動として利用するもの	利用開始日の18月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	1	条例第７条第２項第１号及び第２号に規定する者であって，教育課程又は保育課程に基づく教育活動として利用するもの	利用開始日の18月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	
2	条例第７条第２項第３号に規定する団体	利用開始日の９月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	2	条例第７条第２項第３号に規定する団体	利用開始日の９月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	
3	条例第７条第２項各号に掲げるもの以外のものであって，音楽室，調理室，談話室及び多目的スペースを利用する者	利用開始日の３月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで				追加

４	１の項から３の項までに掲げる者以外のもの	利用開始日の６月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	３	１の項及び２の項に掲げる者以外のもの	利用開始日の６月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たる場合は，その翌日）から利用開始日の１週間前の日（その日が休館日に当たる場合は，その前日）まで	４の項に移動

【参考】改正後の各利用許可申請受付期間（案）

教育課程又は保育課程に基づく教育活動で利用するもの	利用開始日の１８か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日まで
青少年登録団体	利用開始日の９か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日まで
青少年とその引率者	利用開始日の６か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日まで
青少年とその引率者以外が音楽室等以外を利用する場合 （成人のみで１・２階を利用する場合）	利用開始日の６か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日まで
青少年とその引率者以外が音楽室等を利用する場合 （成人のみで３・４階を利用する場合）	利用開始日の３か月前の日の属する月の初日から利用開始日の１週間前の日まで

議案第１９号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和２年７月２８日提出

新潟市教育委員会

教育長　前田　秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

１　改正理由

国の施策や災害等の特別な事情により，学期の期間を変更する必要が生じた場合に，学期を区分する始期及び終期について，変更ができるようにするもの。

２　改正内容

第６条第４項に次の項を加える。

・前２項の規定にかかわらず，校長は，前２項に規定する学期の始期及び終期により難い特別の事情があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，これらを変更することができる。

３　施行期日

令和２年８月１日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年　　月　　日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第　　号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和３３年新潟市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６条に次の１項を加える。

４　前２項の規定にかかわらず，校長は，前２項に規定する学期の始期及び終期により難い特別の事情があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，これらを変更することができる。

附　則

この規則は，令和２年８月１日から施行する。

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第１号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
○新潟市立学校管理運営に関する規則 昭和 33 年５月９日教育委員会規則第１号 （学年及び学期） 第６条　小学校及び中学校（以下この章において「学校」という。）の学年は，４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終る。 ２　学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条の規定による学期は，次のとおりとする。 第１学期　４月１日から　７月 31 日まで 第２学期　８月１日から　12 月 31 日まで 第３学期　１月１日から　３月 31 日まで ３　前項の規定にかかわらず，小学校長及び中学校長（以下この章において「校長」という。）は教育上必要があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，学校の学期を次のとおり２学期に区分することができる。 前期　４月１日から 10 月の第２月曜日まで 後期　10 月の第２月曜日の翌日から３月 31 日まで ４　前２項の規定にかかわらず，校長は，前２項に規定する学期の始期及び終期により難い特別の事情があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，これらを変更することができる。	○新潟市立学校管理運営に関する規則 昭和 33 年５月９日教育委員会規則第１号 （学年及び学期） 第６条　小学校及び中学校（以下この章において「学校」という。）の学年は，４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終る。 ２　学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条の規定による学期は，次のとおりとする。 第１学期　４月１日から　７月 31 日まで 第２学期　８月１日から　12 月 31 日まで 第３学期　１月１日から　３月 31 日まで ３　前項の規定にかかわらず，小学校長及び中学校長（以下この章において「校長」という。）は教育上必要があるときは，あらかじめ委員会に届け出て，学校の学期を次のとおり２学期に区分することができる。 前期　４月１日から 10 月の第２月曜日まで 後期　10 月の第２月曜日の翌日から３月 31 日まで	（追加）

議案第２０号

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和２年７月２８日提出

新潟市教育委員会

教育長　前田　秀子

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

１　改正理由

令和２年６月議会において，潟東地区公民館の受付業務を指定管理者に委任するため，関連する条項について新潟市公民館条例の一部改正を行った。

指定管理者の指定の申請に必要な書類に関する条項を規則に加えるもの。

２　改正内容

指定管理者制度に関する規定の条文（第２０条）を加え，現行の第２０条を第２１条に繰り下げる。

３　施行期日

公布の日

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年　　月　　日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第　　号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成１６年新潟市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第２０条を第２１条とし，第１９条の次に次の１条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第２０条　指定管理者の指定を受けようとするものは，別記様式第６号による指定管理者指定申請書により，教育委員会に申請しなければならない。

２　条例第１２条第１項の教育委員会規則で定める書類は，次に掲げるとおりとする。

（１）　定款，寄附行為又はこれらに準ずるもの

（２）　役員名簿

（３）　経営状況に関する書類

（４）　納税を証する書類

（５）　その他教育委員会が必要と認める書類

別記様式第５号の次に次の１様式を加える。

別記様式第６号（第２０条関係）

新潟市　　　　公民館指定管理者指定申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市教育委員会

所在地

申請者　名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市　　　　公民館の指定管理者の指定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

附　則

（施行期日）

1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

2　新潟市公民館条例の一部を改正する条例（令和２年新潟市条例第　号）附則第２項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この規則の施行の日前においても，改正後の新潟市公民館条例施行規則の規定の例により行うものとする。

新潟市公民館条例施行規則（平成16年教育委員会規則第20号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（指定管理者の指定の申請） 第20条　指定管理者の指定を受けようとするものは，別記様式第6号による指定管理者指定申請書により，教育委員会に申請しなければならない。 ２　条例第12条第１項の教育委員会規則で定める書類は，次に掲げるとおりとする。 （１）　定款，寄附行為又はこれらに準ずるもの （２）　役員名簿 （３）　経営状況に関する書類 （４）　納税を証する書類 （５）　その他教育委員会が必要と認める書類		（追加）
第７章　雑則 （その他） 第21条　この規則に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。	第７章　雑則 （その他） 第20条　この規則に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。	条の移動
別記様式第１号～別記様式第５号　（略）	別記様式第１号～別記様式第５号　（略）	

改正後（案）	現行	備考
別記様式第６号（第２０条関係） 新潟市　　　公民館指定管理者指定申請書 年　　月　　日 （宛先）新潟市教育委員会 所在地 申請者　名称及び代表者の氏名 電話番号 新潟市　　　公民館の指定管理者の指定を受けたいので，関係書類を添えて申請します。		（追加）